

令和元年10月24日



担当課	人事課・自治振興課・人権 同和施策課・建設総務課
担当者	雑賀・山下・平尾・森本
電話	(073) 432-0001
内線	2565・2299・2207・5402

## 芦原連合自治会長への本市の不適切な対応の改善について

昨年、警察から、金井芦原連合自治会長が公共工事に対する地元協力金を要求しているという話があり、捜査協力の依頼がありました。

今年に入って、ある業者から「芦原地区内の業務を入札で落札し契約した後に市職員と金井連合自治会長に挨拶にいった。市職員が退出した後に会長から「地元への協力金」として現金を要求され支払った。」との訴えがありました。この訴えに基づき警察OBの職員とともに調査を行いました。

その調査結果への対処と、長年にわたる悪しき慣例による不適切な対応の改善を、以下のとおり行います。

- ① 和歌山市発注の公共工事等について、協力金を求められた場合に支払わないように、職員にその主旨を通知（別紙資料①）するとともに、和歌山市建設業協会、和歌山県測量設計業協会、和歌山県建築士事務所協会に通知（別紙資料②）
- ② 公共施設である「芦原連絡所」及び「芦原文化会館」の一部会議室などに金井芦原連合自治会長が私的占有（別紙資料③）していることが判明したので即時撤去を指示するとともに、職員に通達（別紙資料④）
- ③ その他、これまでの慣例による不適切な対応については、今後も調査を進め適正に対処

## 別紙資料①

和 建 総 第 7 2 号  
令和元年10月24日  
(2019年)

和歌山市発注工事等担当課長 様

副 市 長

### 和歌山市発注工事等における暴力団員等による不当介入に対する措置について

和歌山市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務においては、暴力団員に限らず、何人からでも不当介入を受けた場合には、受注者はその旨を直ちに本市へ報告するとともに、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力を行うよう要請しているところである。

公共事業の執行にあたっては、市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であることから、担当部署においては、暴力団員等による不当介入の排除をより一層徹底するため、見積用設計図書、現場等において、次のとおり取り扱われるよう改めて通知する。

#### 1 見積用設計図書への表記

本通知後、見積用の設計図書中「特記仕様書」に次のとおり記載すること。

##### 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 和歌山市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）、協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市へ報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うこと。
- (2) (1) により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (4) (1) 及び (2) の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

#### 2 現場での対応

担当部署が不当介入の事実を知ったときは、

- ・受注者に対し、速やかに所轄の警察に通報等を行うよう指導するとともに、「不当介入に係る行為者」、「発生日時・場所」、「不当介入の内容」及び「警察への通報状況」を記載した報告書（別紙様式）を本市（担当部署）へ提出するよう指示すること。
- ・受注者からの報告書の提出の有無にかかわらず、担当部署においても速やかに所轄の警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ・上記の都度、建設総務課に対しても報告を行うこと。

(宛先) 和歌山市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

1 対象工事等

工事等の名称	
工事等の場所	
工 期	
担 当 課	

2 不当要求行為の相手方等

氏名・人数	
住 所	
所属団体等	
応 対 日 時	
応 対 方 法	
応 対 者	

3 不当要求行為の内容

不当要求行為 の内容・手段 等	
一時的対応の 内容	

和歌山市建設業協会

会長 東 宗 弘 様

一般社団法人和歌山県測量設計業協会

紀北支部長 鈴木 啓 司 様

一般社団法人和歌山県建築士事務所協会

会長 尾 添 信 行 様

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市発注工事等における暴力団員等による不当介入に対する措置について

かねてより、和歌山市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「発注工事」という。）においては、暴力団員に限らず、何人からでも不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）、協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合には、その旨を直ちに本市へ報告するとともに、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うよう要請しているところです。

つきましては、暴力団員等による不当介入の排除をより一層徹底するため、改めて次のことを徹底されるようお願い申し上げます。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

- 1 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市へ報告、所轄の警察に通報等を行うこと。
- 2 1により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により本市に報告すること。
- 3 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- 4 1及び2の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

別紙資料③

【芦原連絡所】



占有の状況

【芦原文化会館】



占有の状況



私物の状況

別紙資料④

和管第118号  
令和元年10月24日  
(2019年)

各所属長様

副市長

### 公共施設の私的占有への対処について（依命通達）

この度、芦原連絡所及び芦原文化会館の会議室等が、連合自治会長に私的占有されていたということが判明した。

このことは、市民の疑惑や不信を招く行為に他ならず、長年に渡る悪しき慣例によるもので、この機会に、施設内に公務と関係のない私物がないか点検し、私的占有となっている場合は直ちに撤去させること。

所属長は、各施設管理者に今回の取組について周知すると共に、必要な指示を行い、別紙様式で市長宛てその結果を報告すること。